【特集】朝鮮人強制連行研究の成果と課題
――「戦後70年」の現在から考える (1)

特集にあたって

慎 蒼 宇

「戦後70年」の2015年は，日本の歴史認識が国際的にも国内的にも問われた年であった。とりわけ，注目されたのが安倍首相による「戦後70年内閣総理大臣談話」（原文は首相官邸ホームページ：http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discource/20150814danwa.html）の発表である。1993年に細川護熙首相が国会の所信表明演説で，首相としてはじめて侵略行為と植民地支配への反省とおわびを述べ，1995年には村山首相が「戦後50年内閣総理大臣談話」（いわゆる村山談話）で侵略と植民地支配への反省とおわびを公式に表明し，この方向は小泉談話でも，2010年の菅談話でも引き継がれてきた。安倍首相は，1990年代中ごろから，こうした流れに反発し，第一次安倍内閣の時から，「慰安婦」問題などをめぐって物議をかもす発言をしてきたこともあり，談話の行方が注目されたのである。

結論からいえば，この談話は，「全体として今までの談話を継承している」といいながら，明らかにこれまでの談話と異なるものになった（ただし，いずれも植民地支配下の法的責任と被害者個人への国家補償については認めていない。この点は上記すべての演説・談話に共通していることを一言強調しておきたい）。

異なる点についていくつか挙げると，まず，「わが国は，先の大戦における行ないについて，繰り返し，痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました」と過去形で表現し，安倍首相自身が直接反省とおわびをすることを避けている。さらに，歴代内閣は戦争だけではなく植民地支配に対しても「反省とおわび」をしているのに対し，「安倍談話」には，日本の植民地支配への反省とおわびにつながる表現はない。それらしきものは，「植民地支配から永遠に決別」という表現に見られるものの，これは一般論に過ぎず，それが日本によるものであると読むことは難しい。また，「国内外に斃れたすべての人々の命の前に，深く頭を垂れ，痛惜の念を表すとともに，永劫の，哀悼の誠を捧げます」と述べてはいるが，その対象は，「三百万余の同胞の命」「戦火を交えた国々」「戦場となった地域」の人々であって，「植民地の人々」は入っていない。談話作成者が日本の植民地支配への反省とおわびを外したと考えるのは妥当である[(1)]。

これは，1990年代中ごろから台頭し，第一次・第二次安倍政権のもとで，官民双方の次元で広

(1)　なお，「安倍談話」の植民地支配に関わる，あるいは朝鮮に関わる歴史認識の問題はほかにも多く存在する。その点については，「座談会（康成銀・慎蒼宇・李柄輝）戦後70年談話と朝鮮植民地支配」（『イオ（이어）』232号，2015年10月），板垣竜太「Q24安倍談話は何が問題？」（日本軍「慰安婦」問題webサイト制作委員会編『Q＆A朝鮮人「慰安婦」と植民地支配　あなたの疑問に答えます』御茶の水書房，2015年）を参照されたい。

がりつつある歴史修正主義の流れのうえに位置づけられる結果である。歴史修正主義者がとくにやり玉に挙げているのは，日本軍「慰安婦」問題，朝鮮人強制連行・強制労働の問題である[(2)]。

ここで朝鮮人強制連行について簡単に触れておきたい。朝鮮人強制連行とは，日中全面戦争の展開のなかで1938年４月に制定された国家総動員法，1939年７月に公布された国民徴用令に基づいて行われた朝鮮人に対する労務動員のことであり，日本政府と企業が労務動員計画を立て，「募集」（1939年７月～）「官斡旋」（1942年２月～）「徴用」（1944年９月～）というかたちで行われた連行のことを主にいう。強制連行は暴力的・物理的な連行だけではなく，詐欺・略取や精神的に操作しての動員も含む。鉱業や土建現場，各種軍需工場などへの連行が中心であるが，軍人・軍属などの形での軍務動員（志願兵・徴兵制による兵士としての動員，軍事基地建設のための工員・軍夫などとしての動員），日本軍「慰安婦」としての連行も戦時強制動員である。山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店，2005）は，「朝鮮人強制連行」を，強制連行･強制労働･民族差別という三側面を含む包括概念として「朝鮮人戦時労働動員」と呼んでおり，学術的にも定着している。また，50年前に出版された朝鮮人強制連行研究の金字塔である朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社，1965）は，日本による朝鮮強制併合と，強制的な異民族支配である植民地支配の暴力の延長線上に1939年以降の朝鮮人強制連行を位置づけており，今も光彩を放っている。

朝鮮人強制連行に関する歴史修正主義の台頭は，朝鮮人に関する強制連行・強制労働・民族差別を否定（強制連行虚構説），あるいは正当化しようとする意図の所作であり，被害者への個人補償の請求権を否定する日本の国策と連動したものであるといえる。

実際，2015年７月の「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録の問題で，韓国政府はこれらの施設での朝鮮人強制労働の実態を「forced labor」と表現するように求めたが，日本政府はこれを拒否し，結局，「forced to work」と表現することで双方歩み寄り（2016年１月号掲載の高實論文に詳しい），菅官房長官はその後「強制労働を意味するものでは全くない」，損害賠償請求は日韓基本条約で解決済みとの立場を強調した（『朝日新聞』2015年７月６日）。三菱マテリアルが７月19日に強制労働させた米国人戦争捕虜，中国人に謝罪と補償を行う意向を明らかにした際も，朝鮮人強制徴用被害者については，「法的に状況が違う」と，謝罪と賠償を無視した（『ハンギョレ新聞』，韓国，2015年７月24日）。また，日本各地では，朝鮮人強制連行・強制労働に関する碑文の撤去や（群馬県立公園「群馬の森」にある追悼碑），説明文の修正（松代大本営象山地下壕入口の説明書き）を求める草の根の歴史修正主義運動が発生している。

安保法制に反対するリベラルな勢力のさまざまな声明にさえも，侵略戦争への反省はあっても植民地支配へのそれに言及するものは少なかった。もちろん，これらの声明が歴史修正主義と同様の見解を持っているわけではないであろうが，近代の日本に対する歴史認識における植民地での暴力の軽視という点は，政治的立場の違いをこえ，日本社会の広範な層に見られると言わざるを得ない。

それでは歴史研究のほうはどうであろうか。日本軍「慰安婦」問題や戦時強制連行・強制労働に関する研究が停滞している，あるいは歴史修正主義の方に研究が進んでいると思いがちであるが，

(2)　ほかにも関東大震災の朝鮮人虐殺を否定する，あるいは正当化しようとする言説も近年多く見られる。『大原社会問題研究所雑誌』668，669号，2014年6，7月号における特集「関東大震災90年-朝鮮人虐殺をめぐる研究・運動の歴史と現在(1)(2)」も併せて参照されたい。

これらの研究は，1990年代以降，研究成果が豊かに蓄積されてきている。今年は日韓基本条約締結50年の年でもあるが，その締結を日本による朝鮮再侵略と位置づけて執筆された朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』の発刊50年の年でもある。それ以降，朝鮮人強制連行に関する研究は，朝鮮人強制連行真相調査団による沖縄・九州・東北・北海道での調査（1972–75），1980年代以降の全国各地での市民団体による強制連行調査と全国各地の運動の交流，報告書の出版などの形で真相究明が進み，その中で企業を相手に起こした裁判では，賠償は敗訴しても，判決で事実が認定されたものも数多くあった[(3)]。韓国でも2004年に強制動員被害真相糾明委員会が発足し，被害者の実態調査と被害認定，内外関係資料の収集が進められてきた。日本でもこうした韓国の動きと連動する形で「強制動員真相究明ネットワーク」が2005年に結成されている。近年は韓国大法院（最高裁）が日本企業に強制徴用等の被害者への賠償を命じる判決が相次いでいる。

大原社会問題研究所は，早くから1964年の『日本労働年鑑　太平洋戦争下の労働者の状態』第２編第３章「産業労務動員と国民徴用」で朴の研究成果をふまえて朝鮮人強制連行に言及し，近年も，大原社会問題研究所雑誌638号（2011年12月）で特集「戦時動員体制下の記録」を組むなどの形で取り組んできている。2014年６，７月には，特集「関東大震災90年――朝鮮人虐殺をめぐる研究・運動の歴史と現在⑴⑵」を組んだ。

進む真相究明と，跋扈する歴史修正主義。歴史認識をめぐる，このとてつもない齟齬を抱えたまま私たちは「戦後70年」を迎えている。研究の状況と社会の歴史認識の間の大きな開きをどう埋めていくのかが現在の大きな課題である。

以上の問題意識に基づき，本特集では二つの視座を設定して朝鮮人強制連行をめぐる問題の検証を行なう。第一に，研究の成果と課題の整理である。これまでの朝鮮人強制連行に関する研究史の整理としては，飛田雄一・金英達・高柳俊男・外村大「〈共同研究〉朝鮮人戦時動員に関する基礎研究」(『青丘学術論集』４，1994年３月。『金英達著作集Ⅱ　朝鮮人強制連行の研究』明石書店，2003年に収録)，山田昭次・古庄正・樋口雄一前掲書，竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集――連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』(神戸学生青年センター出版部，増補改訂版，2015年)，同『調査・朝鮮人強制労働④――軍需工場・港湾編』(社会評論社，2015年）が代表的なものとして挙げられる。

市民を中心に各地で掘り進められてきた炭鉱・財閥系鉱山・発電所・軍事基地などにおける朝鮮人強制連行研究の蓄積を2015年の年に改めて回顧し，研究・運動における成果と課題はどこにあるのかを考えたい。

本号においては，1970年代から長きにわたって，前掲書『朝鮮人戦時労働動員』をはじめ，『協和会－戦時下朝鮮人統制組織の研究』(社会評論社，1984年)，『戦時下朝鮮農民の生活誌』(社会評論社，1998年)，『金天海――在日朝鮮人社会運動家の生涯』(社会評論社，2014年）などの著作で在日朝鮮人史研究をリードしてきた樋口雄一氏にこの点を考察していただいた（「朝鮮人強制動員研究の現況と課題」)。また，韓国における「朝鮮人強制動員」に関する調査･研究が政府機関，

(3)　この部分の朝鮮人強制連行に関する研究史の整理については，竹内康人前掲書『戦時朝鮮人強制労働調査資料集――連行先一覧・全国地図・死亡者名簿――』６～12頁を参照した。

研究者によってどこまで行われ，現在の課題はどこにあるのか。韓惠仁氏・南相九氏にこの点を論じていただいた論考が「韓国における「朝鮮人強制動員」問題の現状と課題」である。さらに，2016年１月号には，長きにわたって，長崎在日朝鮮人の人権を守る会の活動をリードし，『原爆と朝鮮人』のシリーズ１～７（1982～2014年），『軍艦島に耳をすませば』（社会評論社，2011年）などを通じて，長崎における朝鮮人被爆者や強制連行被害の真相究明と支援運動をされてこられた高實康稔氏の論考「長崎と朝鮮人強制連行――調査研究の成果と課題――Forced Labor of Koreans in Nagasaki」が掲載される予定である。本論考では，端島（軍艦島）の強制労働の問題をはじめ，「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録をめぐる問題も明らかにされている。

第二の視座は，現在の課題への接近である。現在の日本社会での強制連行の捉えられ方の問題点を考え，新たな研究の方向性を指し示すことがその狙いである。本号には，1980年代から中部・東海の朝鮮人強制連行研究を進め，社会評論社の『調査・朝鮮人強制労働』のシリーズ（①～④：2013～2015年）や，前掲書『戦時朝鮮人強制労働調査資料集』，『同２――名簿・未払い金・動員数・遺骨・過去清算』（神戸学生青年センター出版部，2012年）などによって，日本全国の戦時朝鮮人強制連行研究・労働調査のとりまとめと新たな資料の発掘を精力的に行っている竹内康人氏の論考が掲載されている（「朝鮮人軍人軍属の強制動員数――37万人以上の動員と消された氏名不明の13万人」）。動員された朝鮮人軍人・軍属数に関して，1962年に厚生省が示した朝鮮人軍人軍属24万人の表は1950年代の統計値から氏名不明の約13万人分（陸軍約11万4,000人，海軍約２万人）を除いたものだったことを論証されており，朝鮮人強制連行研究のさらなる進展のためには，公文書の全面公開が不可欠であることも述べておられる。また，2016年１月号には，鄭祐宗氏の論考「朝鮮人強制連行研究における「労働力不足説」「労働力充足説」の検討――1939年～1942年の炭鉱労働者としての配置を中心に――」と，金優綺氏「北海道における朝鮮人強制連行・強制労働と企業「慰安所」」の両論考が掲載される予定である。前者は，従来の先行研究における朝鮮人の炭鉱への移入に関する二つのステレオタイプ（「労働力不足説」と「労働力充足説」）に関する批判的検討をし，後者は，研究がいまだ不十分な領域である炭鉱地帯を中心とした「朝鮮料理屋」，戦時下日本企業による「慰安所」の実態について，北海道をフィールドに論証した論考であり，新しい境地を切り開いている。

本特集が日本の「植民地支配」「強制連行・強制労働」「民族差別」をめぐる研究や歴史認識のありようをめぐる議論を深化させる契機となれば幸いである。

（しん・ちゃんう　法政大学社会学部准教授）